地方における取組の例

本資料は、各都道府県のフロン回収推進協議会等の取組状況の調査結果の中から、特徴のある取組をとりあげたものである。

1. 普及啓発の取組

| 秋 | 田 | 県 |
|-----|---|-------------|
| 1/\ | щ | / \ |

平成14年度の協議会において、建物解体時の空調設備等のフロン回収が不十分であるとの指摘を受けて、建物解体時のフロン類回収について、社団法人秋田県建設業協会及び建設リサイクル法登録業者に対して周知した。

2.協議会活動の課題

| 岩手県ほか多数 | 協議会設立当初は、フロン回収及び処理に関する体制整備を図り、フロン回収協力 |
|---------|---|
| | 店制度をもうけ、フロン回収及び処理を実施していたが、フロン回収破壊法の施行によ |
| | り、平成14年度末に協議会のあり方を見直し、現在、情報交換、処理促進のための普 |
| | 及啓発を図ることを目的としているが、協議会の存続を含めて、今後、検討を要するも |
| | のとしている。 |
| 岐阜県 | 災害時のフロン回収について、平成16年度に総会を実施し、対策方法の検討を行 |
| | う予定。 |
| 静岡県 | 静岡県フロン回収促進連絡会議の構成メンバーについて |
| | 機器の廃棄者以外にビル等の建設業者(ゼネコン)、解体業者等の中間請負業者 |
| | がフロン回収処理に大き〈関わっているが、これらの関係団体が協議会のメンバーに |
| | なっていない。また、産業廃棄物、冷凍冷蔵倉庫業等の団体もメンバーに加わってい |
| | ない、今後これからのフロン回収処理に関係のある業界団体を協議会のメンバーに加 |
| | えて、フロン回収の活動の環をさらに広げいく必要があると考えている。 |

3.回収推進方策の検討等の実施

| ш | | 県 |
|---|---|---|
| щ | Н | ᅏ |

参考として、山口県冷凍空調設備工業会回収冷媒管理センター(法律施行規則第7条の規定による承認)が、今年度、県内のフロン破壊許可業者共英製鋼㈱と連携した新回収処理システムにより回収量増に取り組んでいる。

4.回収推進のための取組

| 秋田県 | 秋田県冷凍空調設備工業会では、フロン類を回収した第一種特定製品には回収済みの ステッカーを貼付するようにしているため、スクラップ業者はステッカーが貼付されている ことを確認した上で、引き取るようにしているとのことである。 |
|-----|--|
| 群馬県 | ·フロン回収破壊法登録業者用ステッカーの配布 ・「回収フロン管理台帳」を作成、回収時の記入を義務づけ |
| 京都県 | 家屋等解体時に残されたフロンを回収するため、平成12年3月からフロン回収機3台を社団法人京都府産業廃棄物協会を通じて京都府北部、京都市内及び府南部地域の協会の会員3業者に無償で貸し出し、廃棄物処理業務の中でのフロン回収に活用 |

5.回収実績の把握の取組

| | ・連絡会議の構成メンバーである(中)静岡県フロン回収事業協会が会員に対して実施し |
|-----|--|
| | ている整備用その他から回収したフロンについての年度ごとの報告の提出による回 |
| 静岡県 | 収実態の把握 |
| | ・静岡県フロン回収事業協会が会員に対して実施しているフロン回収作業報告書(一種 |
| | のマニフェスト制度)の提出による回収実態の把握 |

6.その他

| 群馬県 | 破壊処理施設との業務連携において、破壊費用の請求業務・破壊証明書の交付 | |
|-----|-------------------------------------|--|
| 愛知県 | フロン回収・処理施設の視察、災害時のフロン回収の協力体制を作る | |
| 愛媛県 | ・製品貼付用回収済シールの配布 ・フロン破壊事業所の見学会を実施 | |